

秋田県告示第119号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 実施の目的

豚熱（CSF）、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
豚熱（CSF）	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めた豚
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であって、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めた牛

3 実施期日及び場所

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。